

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】令和3年2月12日(2021.2.12)

【公開番号】特開2019-131314(P2019-131314A)

【公開日】令和1年8月8日(2019.8.8)

【年通号数】公開・登録公報2019-032

【出願番号】特願2018-12880(P2018-12880)

【国際特許分類】

B 6 5 G 1/04 (2006.01)

B 6 5 G 35/00 (2006.01)

【F I】

B 6 5 G 1/04 5 5 5 A

B 6 5 G 35/00 B

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月24日(2020.12.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項2】

物品移動装置に強制力を与えて傾斜させると、下部の一部を支点として物品移動装置が傾斜し、物品移動装置の支点以外の部分が床面と当接する接地点となって最大傾斜姿勢となり、それ以上の傾斜が不能となり、

最大傾斜姿勢の状態において、物品移動装置の重心を通る仮想垂線は、前記支点よりも接地点から離れた位置を通過することを特徴とする請求項1に記載の物品移動装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

上記した態様において、物品移動装置に強制力を与えて傾斜させると、下部の一部を支点として物品移動装置が傾斜し、物品移動装置の支点以外の部分が床面と当接する接地点となって最大傾斜姿勢となり、それ以上の傾斜が不能となり、最大傾斜姿勢の状態において、物品移動装置の重心を通る仮想垂線は、前記支点よりも接地点から離れた位置を通過することが望ましい。